

令和7年6月10日

第4回岩美町議会定例会資料

会期及び審議予定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
一般質問（質問事項及び質問要旨）・・・・・・	P 3～15
請願・陳情等文書表一式・・・・・・・・・・	P 16～32
例月出納検査報告・・・・・・・・・・	P 33～38
(令和7年2・3・4月分)	
一般経過の報告（議会関係行事）・・・・・・	P 39～40
令和6年度各会計決算の概況・・・・・・・・	P 41

岩 美 町 議 会

令和7年第4回岩美町議会定例会(6月議会)会期及び審議日程(予定)

月 日	曜日	会 議	会 議 の 内 容	備 考
6 / 1 0	火	本会議	1 開会(開議)宣告 1)議事日程の報告 2)諸般の報告 2 議事日程 1)会議録署名議員の指名 2)会期の決定 3)一般質問	
1 1	水	休 会		各常任委員会
1 2	木	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議 2)請願等処理 3)追加議案、発議案審議 3 閉会宣告	議会だより調査特別委員会

令和7年第4回岩美町議会定例会一般質問

No. 1

通告順	氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨	
1	柳 正敏	1. これまでの町政運営においての成果並びに課題と次期町長選挙に向けての進退を問う	(1) 人口減少対策が急がれる中での子育て支援策について これまでから様々に取り組みを進めてこられたが、なかなか少子化の歯止めに至っていない実情と思われるが、現状はどう分析・検証し、その課題をどう捉えておられるか。 (2) 移住・定住促進の取り組みについて 総合戦略の重点戦略に、交流・移住定住を目的とした、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを掲げ、施策を展開しているところであるが、これらの取り組みを受けての成果と今後の課題を問う。 (3) 空き家対策について 空き家への対応は、これからのまちづくりを進める上で人口減少対策と並んで重要かつ早期解決が求められる課題である。 新たな制度の導入や国、県との更なる連携強化が重要となる。 今後の対応をどう考えておられるのか伺う。	

			(4) 岩美病院における医療スタッフの確保について 地域医療を担う岩美病院の医療体制を継続されていくための現在の対応を伺う。	
			(5) 次期町長選挙に向けての進退について 本年は町長の改選期となる。 次の町長選挙への進退について伺う。	

通告順	氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨	
2	森田 洋子	1. 岩美病院の今後について	岩美病院は、地域医療の中核を担い、住民の命と健康を守る重要な役割を果たしている。 しかし、近年物価及び人件費の高騰、医療人材の不足といった課題に直面し、その運営が厳しさを増している。岩美病院としてもさまざまな改善策に取り組み続けているが、依然として問題は残った状態だ。 多くの公立病院では医薬品や医療材料の価格上昇や電気、ガス、水道などエネルギーなどのコストの増加によって経営が圧迫されている。 また職員の人件費の高騰も課題となっている。 (1) そこで岩美病院における物価及び人件費の高騰に対する見解と今後の対応について伺う。	
			(2) 町民の方から「熱が出た時に、岩美病院から受け入れができないと言われたことがあった。いざという時に大丈夫なのか。」との声を聞いた。 発熱外来は休診すべきでないと考える。 公立病院でも医師や看護師の確保が困難な状況が続いていると伺っている。 岩美病院における医療人材の確保についての考え方と今後の方針について伺う。	

			(3) 本年3月に「岩美病院、院外処方へ26年4月をめぐりに移行、薬剤師不足で継続困難」との記事が地方紙に掲載された。 岩美病院は慢性的な薬剤師不足で継続的な院内処方 が難しいと判断した。さらに町内には処方箋を受け付 ける保険薬局がないため、今後の対応が急がれる。 町民の方からも「市内に出なければならぬのか」 といった不安の声を多くいただいている。 どのような対策を考えているのか。周知をどのよう にするか。
			(4) 岩美病院は岩美町内唯一の入院医療機関として急性 期から回復期、慢性期、在宅へと幅広く地域住民のニ ーズに対応し、関係機関と連携をし、地域に密着した 医療を提供していることは承知している。 2025年本年は団塊の世代全ての方が後期高齢者 となり医療需要が年々増していくことになると思え る。 地域医療を支える岩美病院を安定的に存続させるた めの対策とは何か伺う。
			(5) 岩美病院に忙しく来られない人の中には緊急ではな い定期処方薬の処方が必要な方もおられる。その時に オンライン診療が有効な手段と考える。今後ICT(情 報通信技術)を利用したオンライン診療の取り組みを 考えないか。

		2. 少子高齢化による自治会加入の今後の対応は	各自治会においては高齢化と人口減少による機能低下が進んでいる。役員さんの高齢化が進み、新しい人材の育成が難しいこと、区長（班長）のなり手がいない困っているという話を聞く。新しい住民さんが増えている地区もあるが、自治会に加わらない選択をする人もいる。住民さんのニーズが多様化する中、自治会だけではなかなか対応しきれない現状もあるのではないか。また、高齢化や移住政策の進展と共に自治会に頼った行政運営が行き詰まりつつあるのではないかと考える。 (1) まず各自治会の加入世帯と加入率の現状はどうか。 (2) 未加入者への本町からの情報提供はしているか。 (3) 先日、地方紙に未加入者による「ごみ出しトラブル」が増えているとの記事を見た。本町の現状はどうか。 (4) また、地方紙にはごみ出しの利用ルールが町内会や集落によって異っていることもトラブルの原因と記載してあったがどう考えるか。 (5) ごみ収集など行政の役割を部分的に担っている自治会は未加入世帯にどう対応したらいと考えるか。 (6) 今後、高齢化等による自治会役員の減少で自治会の負担が増し、担い手の確保が困難になると考える。本町として将来の行政運営をどう考えているのか伺う。
--	--	--------------------------------	---

通告順	氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨	
3	寺垣 智章	1. 観光客に対する災害時の対応について	町内初のアニメ Free！公式イベントの開催や、大阪・関西万博の開催に伴い、日本人だけでなく外国人の方々もたくさん本町に訪れていた。近々国内では様々な災害が多発しており、本町でもいつ災害が起こっても不思議ではない。 土地勘のない観光客や、日本語を話すことができない外国人観光客への災害時の対応は急務であると考え。観光客に対する災害時の対応について町長の考えを伺う。 (1) 町ホームページに避難所などの情報はありますが災害発生時にスマートフォンなどでインターネットが使用できないこともある。 観光客に対して迅速に避難所などの情報提供する対策はどうか。 (2) 防災無線の放送では外国人観光客に情報が伝わりにくいと考える。 災害発生時に多言語放送に対応できるか。 (3) 災害発生時は公共交通機関が使用できないことが想定される。 土地勘のない観光客がインターネットを使用せず安全に避難できる取り組みはあるか。 (4) 安心・安全に観光を楽しんでもらうため、観光客用の防災対策をどう考えるか。	

		2. 子どもへのネグレクト対策について	子どもは、自身が置かれている環境を受け入れざるを得ないため自分自身の虐待などに気づきにくい。 子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、周りの人が守っていかなくてはならない。 ネグレクトは他人からは気づきにくく、指摘もしにくい状況ではあるが、対策により守ることができる。 本町の取り組み状況を伺う。 (1) 子どもは保護者以外では学校や保育所の先生との関わりが多い。 学校や保育所で先生を対象としたネグレクトの研修や講習はあるか。 (2) ネグレクトの疑いがあった場合、学校や保育所内、及び教育委員会で情報は共有されているか。 また、保護者への対応はどのようにしているか。 (3) 保護者は自身でネグレクトだと認識していない場合がある。 発見に至った場合、どのように対応するか。 (4) 子どものネグレクトは虐待だけではなく子どもの人権問題としても対策に取り組む必要があると考える。 子どもの健やかな成長と人権を守るために様々な観点から対策しないか。
--	--	----------------------------	--

通告順	氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨	
4	升井 祐子	1. 戦後80年、小中学生に向けて、語り部企画をしては	2025年は、太平洋戦争終戦から80年、昭和時代から振り返ると100年という節目の年。日本が、第二次世界大戦においての経験により、国民は平和の大切さを身をもって体験し戦後の日本は、国民が努力して「平和国家」として生まれ変わり、文化的にも経済的にも豊かな国として、世界で認められるようになった。 (1) 今年、戦後80年を迎える。町長の戦争と平和への思いについて伺う。 (2) 戦争当時の戦地に赴いた方々が、育ててくれた親に宛てた手紙を見ると、感謝の気持ちにはっとさせられる。今の子どもたちにも本当に素晴らしいところが沢山あるが、このような事例を示すことも、児童・生徒にとっても良い刺激になるのではないかと思うがどうか。 (3) 戦争は二度とやってはいけない。これは誰しもが思うことだ。しかし、これを教訓としなくては、歴史を繰り返すことになりかねない。 いじめや暴力、誹謗中傷など、小さな戦争とも言えることが日々起きている。必死で生きていた時代から、今は自らが命を絶っている。戦争の教訓から、命の尊さを確認していただきたい。 戦争は歴史の授業では習うが、それ以上のことは、体験者の言葉をきくことでしか学べない。	

		次世代の平和学習として「平和の語り部」を招いて、小学校高学年の児童、中学校の生徒に話をして頂いたかどうか。	
	2. 税金等の滞納者への徴収について	自治体には、地方税、介護保険料や水道料金などの多くの債権があり、その徴収業務は、自治体の歳入の確保という根幹を担うものだ。 本町では、納付しやすい環境を整えるべく、様々な工夫をし、納税等の推進をいただいている。 (1) 税金等について、滞納者への徴収までの流れと町の滞納者への対応の取り組みを伺う。	
		(2) 滞納者への督促の効果についてはどうか。	
		(3) 近年の不服申し立て（審査請求）の件数はどうか。	
		(4) 滞納者への徴収にかかる職員の負担はどうか。	
		(5) 本町ではないが、滞納者は若年層がわりと多いと聞く。税金は国民の三大義務なので、学校で「社会」「公民」の時間で教わるが、もっと踏み込んで、納得するようしっかりと学習をお願いしたいがどうか。	

		3. 動物愛護と飼育環境について	先日、本町のある地域の海岸に設置されている東屋の天井部分に、ツバメが巣を5～6個作っていたが、全部地面に落とされ、中にいたヒナの状態が良くなかったそうだ。ツバメのヒナが生まれ、巣立つ過程において、大事な時期が3月から7月だ。 卵やヒナがいる状態での撤去は、「鳥獣保護法」に違反し、100万円以下の罰金、または1年以下の拘禁刑を課されることもある。 (1) 東屋の天井の状態から蛇やトンビ等によるものではなく、動物への虐待も考えられるので、「動物や鳥への虐待をしてはいけない」というポスターを貼る等工夫してはどうか。
			(2) 動物に虐待をしない等動物愛護について、学校のほうでも、指導をお願いしたいがどうか。
			(3) 動物の飼育環境についていうと、散歩のとき犬のフンの後始末をしない人もいる。 本町は風光明媚で全国から人が集まる観光地でもあるので、他の市町村よりも、特に力を入れて犬のフンの後始末の取り組みを行ってはどうか。

通告順	氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨	
5	田中 克美	1. 岩美病院の経営赤字と打開の方向について	自治体病院から「民間に売却するか」「運営を指定管理に移行するか」などの悩みの声が聞かれるといわれている。 岩美病院の赤字の背景と原因を考えるために、次のいくつかの点について、長戸町長及び小谷事業管理者の見解をただしたい。 (1) 患者の減少をどう見ているか。 (2) 人材の確保ができないことの背景、原因をどう考えているか。 (3) 物価高騰の影響はどうか。 (4) 消費税の影響はどうか。 (5) 病院収入の源である診療報酬は病院の実態に見合っているか。病院が赤字を脱し正常な経営が維持できるために診療報酬の見直しも必要ではないかと思うが、どう考えるか。 (6) 町独自の経営努力だけでは問題を解決できないことは明らかだと思う。解決に向けた決意と発言・行動が必要だと思うが、どうか。	

		2. コメ高騰問題について地方から声をあげることについて	コメ価格の高騰、コメ不足に対する不安は深刻である。生産農家が激減し生産基盤が急速に崩れていることは、町内の生産者の現状をみても実感するところである。 町内の生産者にとっては生産が維持できるかどうかの不安が大きく、消費者にとってはこれから先、適正な価格で主食が確保できるかどうかの不安がある。 ことは、生産者だけの問題でも消費者だけの問題でもない。地方から声をあげていくことが大事であり、TPP反対集会を町が働きかけてやったように、コメ問題を考える集会の開催を町が音頭を取ってやってはどうか。	
	3. 「あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例」の廃止と憲法の基本的人権の理 解促進について	3月議会で制定された同条例は、人権問題の実態に合っていない条例として廃止すべきであり、差別のない町を実現するためには、単に差別をしかも私人間の差別事象をなくすだけで解決するものではなく、日本国憲法が定める基本的人権についての理解を広げ、行政も含めて日常の生活にいかすことが求められると考える。 (1) 条例は「部落差別をはじめとするあらゆる差別」と規定しているが、令和3年から6年までの間、60件の人権相談があったが部落差別に関わるものはゼロであったという現実を照らすと、この規定の表現は実態に合っていないと思うが、どうか。	(2) 条例は、差別を解消するため「生活環境の改善」等々の施策を推進するとしているが、実態と合っていないと思うが、どうか。	

			(3) 町民に「差別してはならない」と求めている条例の規定は、条例が想定している「差別する主体」は個人としての町民だということ、すなわち私人間の関係で生じる差別問題がなくなれば「差別のない町」になるという理解なのか。 行政も企業も何人も、人権侵害してはならないはずであるが、その規定は一言もない。 人権を守る規定は、そもそも行政権力に国民の自由・人権を守らせることに本質があるはずで、条例は人権侵害を私人間の問題にゆがめめることになる。廃止すべきだ。	
			(4) 人権問題を差別問題に一面化することは、世界に誇る日本国憲法の基本的人権の精神の理解をゆがめることになると思う。 町職員になるにあたって全職員が署名する宣誓書には、「主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」と記されている。町職員だけでなく、町民のみなさんに憲法を知っていただくことは、差別をなくし、人権侵害のない町をつくるうえで大事なこととおもう。全町の家庭に憲法の全条項を記した読本を配布してはどうか。	

請願・陳情等文書表

令和7年第4回岩美町議会定例会提出

受理番号及び 受理年月日	所管委員会	件名及び 要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
請願第1号 令和7年 5月29日	総務教育	一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政 府に求める請願	鳥取市西品治510-7 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 岡本 裕子 紹介議員 岩美町議会議員 田中 克美	
陳情第4号 令和7年 2月26日	総務教育	裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む 企業・団体献金の禁止を求める陳情	鳥取市宮谷285 平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県 の会（鳥取県革新懇） 代表世話人 村上 俊夫	
陳情第5号 令和7年 5月23日	総務教育	地方財政の充実・強化を求める陳情	鳥取市南町505番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 三浦 敏樹 外1名	

受 理	請願第1号	令和7年5月29日	取扱者
付 議	令和7年6月10日	第4回岩美町議定会定例会	
付 託	総務教育常任委員会		
採 否	令和 年 月 日	採 択 不採 択	
処 理	令和 年 月 日	へ送付	

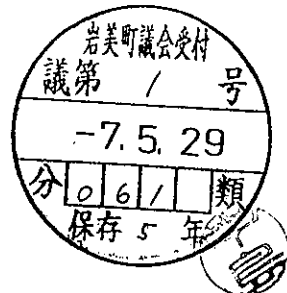
一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願

請願者

鳥取市西品治510-7
新日本婦人の会鳥取県本部
会長 岡本 裕子

紹介議員 田中 克美

一 先 供 覧	議 長	局 長	課 長	合 議	主 査
					
	合 議	課 係			



2025 年 5 月 29 日

岩美町 議会議長
橋本 恒 様

請願者 新日本婦人の会鳥取県本部
会長 岡本裕子
鳥取市西品治510-7
TEL0857-21-4445



紹介議員 田中克美 

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願

【請願趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。

今、通称使用の拡大で夫婦同姓を押し通そうとする動きもありますが、通称使用の弊害は混乱を深めるだけで何の解決にならない事は、現在通称使用をしている人が指摘しています。また、経団連からも国際的に通用せず、女性のキャリアアップを阻害するものであると、一刻も早い選択的夫婦別姓の導入を求める提言を発表しました。

1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。2015 年および 2021 年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

国民の判断という点では世論調査で約 7 割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。「名前は人権」「なぜ、多くの場合、女性が結婚によって姓を変えなければならないのか」「世界は選択的夫婦別姓を認めているが、そういう国では家族は崩壊しているのか」と選択的夫婦別姓を望む声は今、国会を包囲しています。地方議会からも早期の法改正の意見書が次つぎあがっており、一日も早い国会の対応が求められます。貴自治体からも、一日も早く選択的夫婦別姓を導入するよう求める意見をあげてください。

【請願項目】

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府および国会に求める意見書をあげてください

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書【案】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。2015年および2021年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

国民の判断という点では世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。

よって、国においては一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするように求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 額田福志郎様

参議院議長 関口昌一様

内閣総理大臣 石破 茂様

受 理	陳情第4号	令和7年2月26日	取扱者
付 議	令和7年6月10日	第4回岩美町議会定例会	
付 託	総務教育常任委員会		
採 否	令和 年 月 日	採 択 不採 択	
処 理	令和 年 月 日	へ送付	

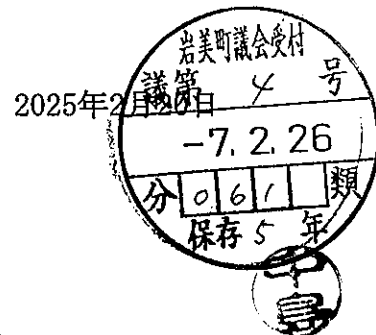
裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を
求める陳情

陳情者
鳥取市宮谷 2 8 5
平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす
鳥取県の会（鳥取県革新懇）
代表世話人 村上 俊夫

一	議長	局長	係長	合議	主査
先供覧					
	合議	課係			

岩美町議会

議長 橋本 恒 様



陳情者

平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会

(鳥取県革新懇)

代表世話人 村上 俊夫

〒680-1412 鳥取市宮谷285

Tel 0857-26-1758

裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情

陳情事項

- 1 自民党による裏金問題は、民主主義の根幹にかかわる重大事項であり、貴議会として徹底解明を自民党、衆参両院、政府に求めること
- 2 裏金問題の温床となる企業・団体献金は、献金によって政策をゆがめる恐れがあり、貴議会として全面禁止の法整備を衆参両院、政府に求めること

陳情の主旨

昨年以來、大きな政治問題になっている自民党の「政治とカネ」問題は、わが国の民主主義を破壊する危険を内包しています。民主政治の基本は国民の政治に対する信頼が基盤であるのに、それを根底から掘り崩すからです。

政治資金の出入りを厳格にコントロールしないと、政治の暴走は防げません。だからこそ、政治資金規正法を定め「…政治活動が国民の不断の監視と批判の下で行われるようにする…」(第一条)として、政治資金の透明化を図っているのです。

端的に言って「裏金」は、帳簿などに記載せずに隠し持っている金銭です。自民党議員による裏金も、表に出しにくい支出や仲間内の会食などに費やされていると思われます。

自民党が昨年公表した「裏金議員」は衆参計82人でした。自民党の裏金都議のうち10人は都議選で公認されます。自民党には、裏金は「組織的不正行為」という認識はなく、無反省なのです。徹底した調査によって実態を解明し、再発を防止しなければ国民の信頼回復は果たせません。

自民党議員による裏金づくりの舞台になっているのが、政治資金パーティーです。政治資金規正法では、企業や労働組合、団体などの寄付は政党と政治資金団体に制限されます。一方、政治資金パーティーは対価を伴うので寄付ではなく、企業などもパーティー券を購入することができるのです。

パーティー券販売にも金額の制限がありますが、企業・団体の支払いをチェックすることができないので、ノルマを超える売り上げの一部を中抜きしたり、政治資金収支報告書に記載しなかったりすることも可能です。しかも、高額(通常2万円)な割に対価(飲食物)が乏しく、券を買った人すべては入れない狭い会場しか用意されない場合もあります。これらは、パーティー券販売を装った事実上の寄付と言えます。

そうであるなら、企業・団体献金を禁止するしかありません。

国民が物価高に苦しんでいる一方で、自民党国会議員が裏金づくりにいそしんでいるのは許されません。しかも、これは国会議員だけの問題ではなく、都議会自民党でもほとんど同じ形で行われており、地方へのまん延さえ危惧されています。

国民の政治への信頼を回復する政治改革の根幹は、企業・団体献金の禁止です。営利を求める企業が献金するのは、政治に対する影響力を行使するためです。これを許せば、寄付する資金力のある企業・団体の意向に沿う政策にゆがめられる恐れがあります。

リクルート事件、ゼネコン汚職などが相次ぎ、政治改革が論議された1990年代の原点に立ち返り、企業・団体献金を全面禁止する時だと思料します。

以上

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石破 茂 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿

岩美町議会

議長 橋本 恒

自民党の裏金問題の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書(案)

国民の政治に対する信頼感が大きく揺らいでいます。昨年の総選挙後に行われた読売新聞と早稲田大学の全国世論調査によると、今の政治に「不満である」と答えた人は「やや」を合わせて82%で、2014年以降で最多だったそうです。

先の総選挙で自公が過半数割れをしたのと同様に、自民党国会議員による「政治とカネ＝裏金問題」、国民を直撃する物価高が影響したのは間違いありません。自民党は昨年末、裏金問題にケジメをつけるとして中央共同募金会に8億円の寄付をして国民の怒りの鎮静化を図りましたが、国民からは「ケジメになるはずがない」と失笑を買いました。

この結果、年明け後の内閣支持率は、毎日新聞＝33%、朝日新聞＝33%、テレビ朝日＝36%、目にした中で最も高かったNHKでも44%と、いずれも不支持率のほうが高いありさまです。

今回の問題は、多くの議員が政治資金パーティーのチケット収入のキックバック(還流)を受けながら、政治資金収支報告書に記載せず、「裏金」にしていたことです。裏金ですから用途は明らかにならず、違法な使われ方や仲間内や支持者との飲食などに使われた恐れもあります。

政治資金パーティーは対価を伴うイベントで寄付(献金)ではないとの言い訳がされます。しかし、会場の収容者数を大幅に上回る枚数を売り、用意した飲食料はパーティー券代(通常2万円)の1-2割の例が多いといわれます。

つまり、規制の厳しい企業・団体献金の代わりに、効率よく資金を集める抜け道として政治資金パーティーは利用されていると言って過言ではありません。

そもそも自民党には、政党助成法に基づく政党交付金として国民の税金が23年度で159億円支払われています。お金は十分持っている自民党が欲しいのは用途を明らかにしないで済む「裏金」ではないでしょうか。

これでは、政治資金規正法が目指す①政治資金の流れを国民に公開する②政治資金のやり取りを直接制限する—という目的を、2つとも妨げることになります。

ついては、自民党自身による解明や国会における真相解明に取り組み、政治の信頼を取り戻すためにも、企業・団体献金を全面禁止し、金権腐敗政治の一掃を求めるものです。

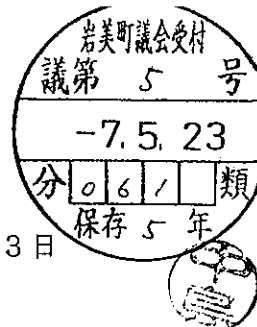
以上

受	理	陳情第5号	令和7年5月23日	取扱者
付	議	令和7年6月10日	第4回岩美町議定会定例会	
付	託	総務教育常任委員会		
採	否	令和 年 月 日	採択 不採択	
処	理	令和 年 月 日	へ送付	

地方財政の充実・強化を求める陳情

陳情者
鳥取市南町505番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 三浦 敏樹
外1名

一 先 供 覧	議 長	局 長	係 長	合 議	主 査
					
	合 議	課 係			



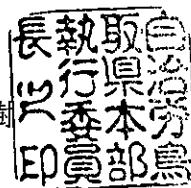
2025年 5月23日

岩美町議会議長 橋本 恒 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地

自治労鳥取県本部

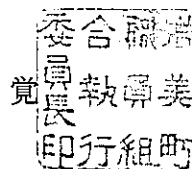
執行委員長 三 浦 敏 樹



岩美町浦富 6 7 5 番地 1

岩美町職員労働組合

執行委員長 日下部 覚



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策、多発化する大規模災害への対応など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費も含め、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
8. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

〔提出先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）

＜地方議会意見書提出先＞

額賀 福志郎 衆議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1 衆議院内
関口 昌一 参議院議長	〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1 参議院内
石破 茂 内閣総理大臣	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内
加藤 勝信 財務大臣	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1 財務省内
村上 誠一郎 総務大臣	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 総務省内
福岡 資麿 厚生労働大臣	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2 厚労省内
中野 洋昌 国土交通大臣	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3 国交省内
平 将明 デジタル大臣	〒102-0094 千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 デジタル庁内
三原 じゅん子 内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策、多発化する大規模災害への対応など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

〔陳情事項〕

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費も含め、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要

において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
8. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

2025 年 6 月 日

鳥取県岩美町議会

<提出先>

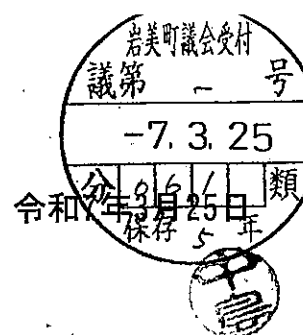
額賀 福志郎 衆議院議長 〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1 衆議院内

関口 昌一 参議院議長 〒100-0014 千代田区永田町 1-7-1 参議院内

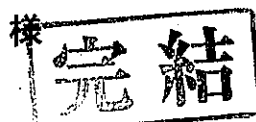
石破 茂 内閣総理大臣 〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

加藤 勝信	財務大臣	〒100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
村上誠一郎	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
福岡 資麿	厚生労働大臣	〒100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内
中野 洋昌	国土交通大臣	〒100-8918	千代田区霞が関 2-1-3	国交省内
平 将明	デジタル大臣	〒102-0094	千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	デジタル庁内
三原じゅん子	内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内

供覧 完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議	課係			



岩美町議会議長 橋 本 恒



岩美町監査委員 寺谷 信一郎

(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司

(公印省略)

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年2月分の例月出納検査を行ったので、
()の結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年 月 日 令和7年3月25日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年2月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年2月末日現在

(単位：円)

区分 ()別		前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	6年度	1,163,740,395	143,286,012	575,557,887	△ 432,271,875	731,468,520
バ ス	6年度	△ 42,221,570	19,159,700	4,002,776	15,156,924	△ 27,064,646
後期高齢者	6年度	20,442,978	3,196,900	25,680,530	△ 22,483,630	△ 2,040,652
国 保	6年度	43,194,462	96,580,622	111,596,996	△ 15,016,374	28,178,088
集 排	6年度	0	0	0	0	0
下 水	6年度	0	0	0	0	0
介護保険	6年度	△ 3,807,102	62,564,300	129,758,559	△ 67,194,259	△ 71,001,361
小計 (a)	6年度	1,181,349,163	324,787,534	846,596,748	△ 521,809,214	659,539,949
基 金 (b)	6年度	4,221,808,308	682,000	0	682,000	4,222,490,308
歳入歳出外現金 (c)	6年度	85,372,395	93,029,533	95,552,820	△ 2,523,287	82,849,108
合計 (a + b + c)	6年度	5,488,529,866	418,499,067	942,149,568	△ 523,650,501	4,964,879,365

現金出納状況表（令和6年度）

企業会計

イ 現金出納の状況

（単位：円）

事業別	区分 前月末 残高 (A)	当 月 収 支			当月末収支 残高 (A+B) (C)	備 考
		収 入	支 出	差 引 (B)		
水道事業	268,755,204	9,551,504	4,338,451	5,213,053	273,968,257	令和7年3月24日現在
下水道事業	215,829,013	16,827,813	17,589,704	△ 761,891	215,067,122	令和7年3月24日現在
病院事業	365,704,989	333,683,406	157,536,511	176,146,895	541,851,884	令和7年3月25日現在

（単位：円）

事業別	区分	1 日 よ り 検 査 当 日 分						当日現金残高 (C) + (D) - (E)
		受 高			払 高			
		検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日	計 (E)	
水 道 事 業		314,967	0	314,967	67,589,905	0	67,589,905	206,693,319
下 水 道 事 業		181,408	0	181,408	85,375,964	0	85,375,964	129,872,566
病 院 事 業		144,548,044	328,209	144,876,253	273,922,092	0	273,922,092	412,806,045

ロ 資金現在高内訳

（単位：円）

事業別	区分	預 金		有価証券	現 金	合 計	備 考
		普通預金	定期預金				
水道事業		205,664,858	1,028,461	0	0	206,693,319	令和7年3月24日現在
下水道事業		129,839,566	33,000	0	0	129,872,566	令和7年3月24日現在
病院事業		411,949,775	0	0	856,270	412,806,045	令和7年3月25日現在

ハ 収支の状況 (収 入)

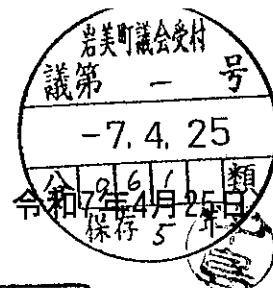
（令和7年2月末日現在）

事業別	区分	収 益				D/A 当月末執行率 (%)	前年同期 執行率 (%)	対 比
		予算額 (A)	繰越額 (B)	当月分 (C)	計 (B+C) (D)			
水道事業		251,343,000	179,605,125	16,911,050	196,516,175	78.19	74.34	3.85
下水道事業		410,725,000	195,126,346	16,501,141	211,627,487	51.53	—	—
病院事業		2,337,578,000	1,327,882,910	244,400,519	1,572,283,429	67.26	67.27	△ 0.01

(支 出)

事業別	区分	費 用				D/A 当月末執行率 (%)	前年同期 執行率 (%)	対 比
		予算額 (A)	繰越額 (B)	当月分 (C)	計 (B+C) (D)			
水道事業		251,343,000	61,191,971	3,829,487	65,021,458	25.87	28.77	△ 2.90
下水道事業		410,725,000	102,419,859	8,273,424	110,693,283	26.95	—	—
病院事業		2,337,578,000	1,578,523,011	131,490,372	1,710,013,383	73.15	78.00	△ 4.85

供覧完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議	課係			



完 結

岩美町議会議長 橋 本 恒 様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎

(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司

(公印省略)

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年3月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年 月 日 令和7年4月25日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年3月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年3月末日現在

(単位：円)

区分		前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
会計別		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	6年度	731,468,520	1,177,232,251	1,221,737,450	△ 44,505,199	686,963,321
バ ス	6年度	△ 27,064,646	195,000	3,957,952	△ 3,762,952	△ 30,827,598
後期高齢者	6年度	△ 2,040,652	23,297,300	3,359,267	19,938,033	17,897,381
国 保	6年度	28,178,088	181,765,185	119,295,117	62,470,068	90,648,156
介護保険	6年度	△ 71,001,361	174,414,481	117,889,575	56,524,906	△ 14,476,455
小計(a)	6年度	659,539,949	1,556,904,217	1,466,239,361	90,664,856	750,204,805
基 金(b)	6年度	4,222,490,308	2,151,180	132,021,319	△ 129,870,139	4,092,620,169
歳入歳出外現金(c)	6年度	82,849,108	119,513,067	152,030,378	△ 32,517,311	50,331,797
合計(a+b+C)	6年度	4,964,879,365	1,678,568,464	1,750,291,058	△ 71,722,594	4,893,156,771

現金出納状況表(令和6年度)

企業会計

イ 現金出納の状況

(単位:円)

区分 事業別	前月末 残高(A)	当 月 収 支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備 考
		収 入	支 出	差 引(B)		
水道事業	273,968,257	149,612,280	87,368,890	62,243,390	336,211,647	令和7年4月24日現在
下水道事業	215,034,122	464,617,428	204,038,030	260,579,398	475,613,520	令和7年4月24日現在
病院事業	541,851,884	497,974,785	359,859,876	138,114,909	679,966,793	令和7年4月25日現在

(単位:円)

区分 事業別	1 日 より 検 査 当 日 分						当日現金残高 (C) + (d) - (E)
	受 高			払 高			
	検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日	計 (E)	
水 道 事 業	7,944,740	0	7,944,740	17,920,735	0	17,920,735	326,235,652
下水道事業	78,157	0	78,157	123,028,381	0	123,028,381	352,663,296
病 院 事 業	139,511,015	328,209	139,839,224	147,283,604	0	147,283,604	672,522,413

ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

区分 事業別	預 金		有価証券	現 金	合 計	備 考
	普通預金	定期預金				
水道事業	325,207,172	1,028,480	0	0	326,235,652	令和7年4月24日現在
下水道事業	352,663,296	0	0	0	352,663,296	令和7年4月24日現在
病院事業	421,885,526	250,000,000	0	636,887	672,522,413	令和7年4月25日現在

ハ 収支の状況

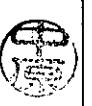
(収 入)

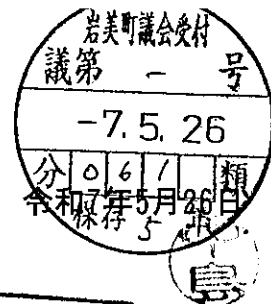
(令和7年3月末日現在)

区分 事業別	収 益 (円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
	予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業	259,350,000	196,516,175	57,339,542	253,855,717	97.88	74.48	23.40
下水道事業	439,807,000	211,627,487	50,752,295	262,379,782	59.66	—	—
病院事業	1,931,023,000	1,572,283,429	391,251,988	1,963,535,417	101.68	90.21	11.47

(支 出)

区分 事業別	費 用 (単位:円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
	予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業	259,350,000	64,995,751	178,364,670	243,360,421	93.83	33.87	59.96
下水道事業	439,807,000	110,693,283	61,491,610	172,184,893	39.15	—	—
病院事業	2,255,522,000	1,710,013,383	514,762,074	2,224,775,457	98.64	97.47	1.17

供覧 完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議		課係		



完結

岩美町議会議長 橋 本 恒 様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎
(公印省略)
岩美町監査委員 川口 耕司
(公印省略)

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年4月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年 月 日 令和7年5月26日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年4月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年4月末日現在

(単位：円)

区分 会計別		前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	6年度	686,963,321	108,226,944	621,038,784	△ 512,811,840	174,151,481
	7年度	0	887,109,667	309,544,173	577,565,494	577,565,494
バ ス	6年度	△ 30,827,598	25,186	4,804,180	△ 4,778,994	△ 35,606,592
	7年度	0	151,500	0	151,500	151,500
後期高齢者	6年度	17,897,381	3,144,938	23,597,239	△ 20,452,301	△ 2,554,920
	7年度	0	30,000	208,958	△ 178,958	△ 178,958
国 保	6年度	90,648,156	1,277,000	75,082,248	△ 73,805,248	16,842,908
	7年度	0	86,820,356	13,642,177	73,178,179	73,178,179
介護保険	6年度	△ 14,476,455	1,652,080	141,540,518	△ 139,888,438	△ 154,364,893
	7年度	0	8,800	7,021,290	△ 7,012,490	△ 7,012,490
小計(a)	6年度	750,204,805	114,326,148	866,062,969	△ 751,736,821	△ 1,532,016
	7年度	0	974,120,323	330,416,598	643,703,725	643,703,725
積立基金(b)		0	4,093,234,169	2,880,000	4,090,354,169	4,090,354,169
歳入歳出外現金(c)		0	126,177,615	63,954,256	62,223,359	62,223,359
合計(a+b+c)		0	5,193,532,107	397,250,854	4,796,281,253	4,796,281,253

現金出納状況表(令和7年度)

企業会計

イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当 月 収 支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備 考
			収 入	支 出	差 引(B)		
水道事業		336,211,647	15,336,083	21,330,646	△ 5,994,563	330,217,084	令和7年5月23日現在
下水道事業		475,613,520	10,990,970	139,656,951	△ 128,665,981	346,947,539	令和7年5月23日現在
病院事業		679,966,793	149,077,186	214,901,664	△ 65,824,478	614,142,315	令和7年5月26日現在

(単位:円)

区分 事業別	1 日 より 検 査 当 日 分						当日現金残高 (C) + (D) - (E)
	受 高			払 高			
	検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日	計 (E)	
水 道 事 業	431, 860	0	431, 860	9, 055, 515	0	9, 055, 515	321, 593, 429
下 水 道 事 業	83, 447	0	83, 447	1, 996, 448	0	1, 996, 448	345, 034, 538
病 院 事 業	128, 772, 428	305, 946	129, 078, 374	78, 881, 884	0	78, 881, 884	664, 338, 805

ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預 金		減価基金	現 金	合 計	備 考
		普通預金	定期預金				
水道事業		320,564,949	1,028,480	0	0	321,593,429	令和7年5月23日現在
下水道事業		341,105,168	0	3,929,370	0	345,034,538	令和7年5月23日現在
病院事業		413,645,492	250,000,000	0	693,313	664,338,805	令和7年5月26日現在

ハ 収支の状況 (収 入)

(令和7年4月末日現在)

事業別	区分	収 益				D/A	前年同期	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	0	23,044,437	23,044,437	8.57	9.52	△ 0.95
下水道事業		427,368,000	0	14,927,062	14,927,062	3.49	3.84	△ 0.35
病院事業		2,167,485,000	0	128,442,082	128,442,082	5.93	5.25	0.68

(支 出)

事業別	区分	費 用				D/A	前年同期	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	0	1,491,377	1,491,377	0.55	0.51	0.04
下水道事業		427,368,000	0	1,058,895	1,058,895	0.25	0.24	0.01
病院事業		2,366,820,000	0	129,912,455	129,912,455	5.49	5.32	0.17

一般経過の報告

令和7年3月～令和7年6月

月 日	曜日	行事・事業等の概要
3月 5日	水	第2回岩美町議会定例会開会（～17日）
9日	日	消防団出初式
10日	月	議会活動の在り方検討特別委員会
11日	火	岩美中学校卒業式
17日	月	議会だより調査特別委員会
19日	水	町内各小学校卒業式
25日	火	例月出納検査
〃	〃	東部地区漁業振興協議会総会
27日	木	交通安全対策協議会総会
28日	金	議会活動の在り方検討特別委員会
4月 4日	金	議会だより調査特別委員会
7日	月	校長会と総務教育常任委員会との意見交換会
8日	火	諍友会理事会
9日	水	岩美高等学校入学式
10日	木	町内各小学校、岩美中学校入学式
11日	金	議会だより調査特別委員会
14日	月	鳥取県町村監査委員協議会定期総会・研修会（湯梨浜町）
16日	水	監査委員特別セミナー（～17日）（千葉県）
〃	〃	鳥取県緑化推進委員会岩美町支部総会
18日	金	東部町議会議長会定期総会（鳥取市）
21日	月	市町村議会議員特別セミナー（～22日）（千葉県）
25日	金	例月出納検査
27日	日	浦富地区敬老会
28日	月	議会活動の在り方検討特別委員会
〃	〃	青少年育成協議会委員総会
30日	水	諍友会総会
5月 1日	木	教育研究会定期総会
11日	日	浦富海岸健康マラソン大会
12日	月	民生児童委員協議会総会
〃	〃	議友会総会
13日	火	議会活動の在り方検討特別委員会
14日	水	全国小さくても輝く自治体フォーラム（～16日）（長野県）
15日	木	総務教育常任委員会正副委員長会議
〃	〃	産業福祉常任委員会正副委員長会議

1 6 日	金	人権教育推進協議会評議員会
1 8 日	日	町内各小学校運動会
1 9 日	月	鳥取県町村議会議長会役員会
2 1 日	水	総務教育常任委員会
〃	〃	商工会通常総会
2 2 日	木	産業福祉常任委員会
2 3 日	金	東部広域行政管理組合議会議会運営委員会（鳥取市）
〃	〃	岩美中学校運動会
2 6 日	月	例月出納検査
2 7 日	火	全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
2 8 日	水	鳥取県町村議会議長・副議長研修会（東京都）
2 9 日	木	第3回岩美町議会臨時会
〃	〃	全員協議会
3 0 日	金	東部広域行政管理組合議会臨時会（鳥取市）
6 月 2 日	月	観光協会通常総会
3 日	火	議会運営委員会

令和6年度各会計決算の概況（企業会計を除く。）

（単位：円）

会計区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰越すべき財源		実質収支額	基金積立金 （編入額）	令和7年度への 繰越金
				継続費	繰越明許費			
一般会計	(7,752,637,841) 7,803,744,621	(7,592,130,197) 7,637,493,191	(160,507,644) 166,251,430		(18,995,000) 44,506,000	(141,512,644) 121,745,430	(71,000,000) 61,000,000	(70,512,644) 60,745,430
バス会計	(56,011,435) 56,820,976	(56,011,435) 56,820,976						
後期高齢会計	(163,104,862) 189,054,056	(162,242,262) 188,527,656	(862,600) 526,400			(862,600) 526,400		(862,600) 526,400
国保会計	(1,339,632,791) 1,309,536,303	(1,323,770,683) 1,296,359,057	(15,862,108) 13,177,246			(15,862,108) 13,177,246	(15,862,108) 13,177,246	
集排会計	(178,334,274)	(153,353,238)	(24,981,036)		(35,000)	(24,946,036)		(24,946,036)
公共下水道会計	(634,595,938)	(460,027,624)	(174,568,314)		(100,000)	(174,468,314)		(174,468,314)
介護会計	(1,595,105,398) 1,561,668,745	(1,523,038,120) 1,509,397,913	(72,067,278) 52,270,832			(72,067,278) 52,270,832		(72,067,278) 52,270,832
合計	(11,719,422,539) 10,920,824,701	(11,270,573,559) 10,688,598,793	(448,848,980) 232,225,908		(19,130,000) 44,506,000	(429,718,980) 187,719,908	(86,862,108) 74,177,246	(342,856,872) 113,542,662

【参考】 上段（ ）書きは、令和5年度数値